

日本学生支援機構第一種奨学金返還免除候補者選考委員会の設置等に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号。以下「施行令」という。）第 8 条第 2 項の規定による選考委員会（以下「委員会」という。）の設置及び大学院第一種奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 本学に、施行令第 8 条第 2 項に規定する返還免除候補者選考に関する事項を調査審議するため、奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学生支援を担当する教育研究審議会委員
- (3) 大学院を担当する教育研究審議会委員
- (4) 学生支援委員会の構成員

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(申請方法)

第 3 条 大学院第一種奨学金の返還免除を申請しようとする者（以下「返還免除申請者」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が定める業績優秀者返還免除申請書に、大学院における成績証明書及び特に優れた業績を証明する資料を添えて、所定の期日までに学長へ提出するものとする。

(調査審議)

第 4 条 委員会は、前条の返還免除申請者の業績について、次項に定める評価項目に基づき総合的に評価し、返還免除申請者の順位付けを行うことにより、機構が提示する推薦枠の範囲内における返還免除候補者を決定する。

2 独立行政法人日本学生支援機構の定める奨学規程（平成 16 年規程第 16 号）第 47 条第 2 項により本学が設定する評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、その他の著作物
- (4) 発明
- (5) 授業科目の成績
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツの競技会における成績
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(推薦)

第 5 条 学長は、委員会の議に基づき、返還免除候補者を機構に推薦するものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。